

令和2年8月21日
四国電力株式会社

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届出を実施しました。
その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

- (1) 「原子力災害対策指針」および「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正内容を踏まえ、緊急時活動レベルおよびその判断基準解釈を修正

- (2) その他
 - ・ 発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所の追加
 - ・ 記載の適正化

2. 運用開始日

令和2年8月21日

(参考) 原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。

以 上